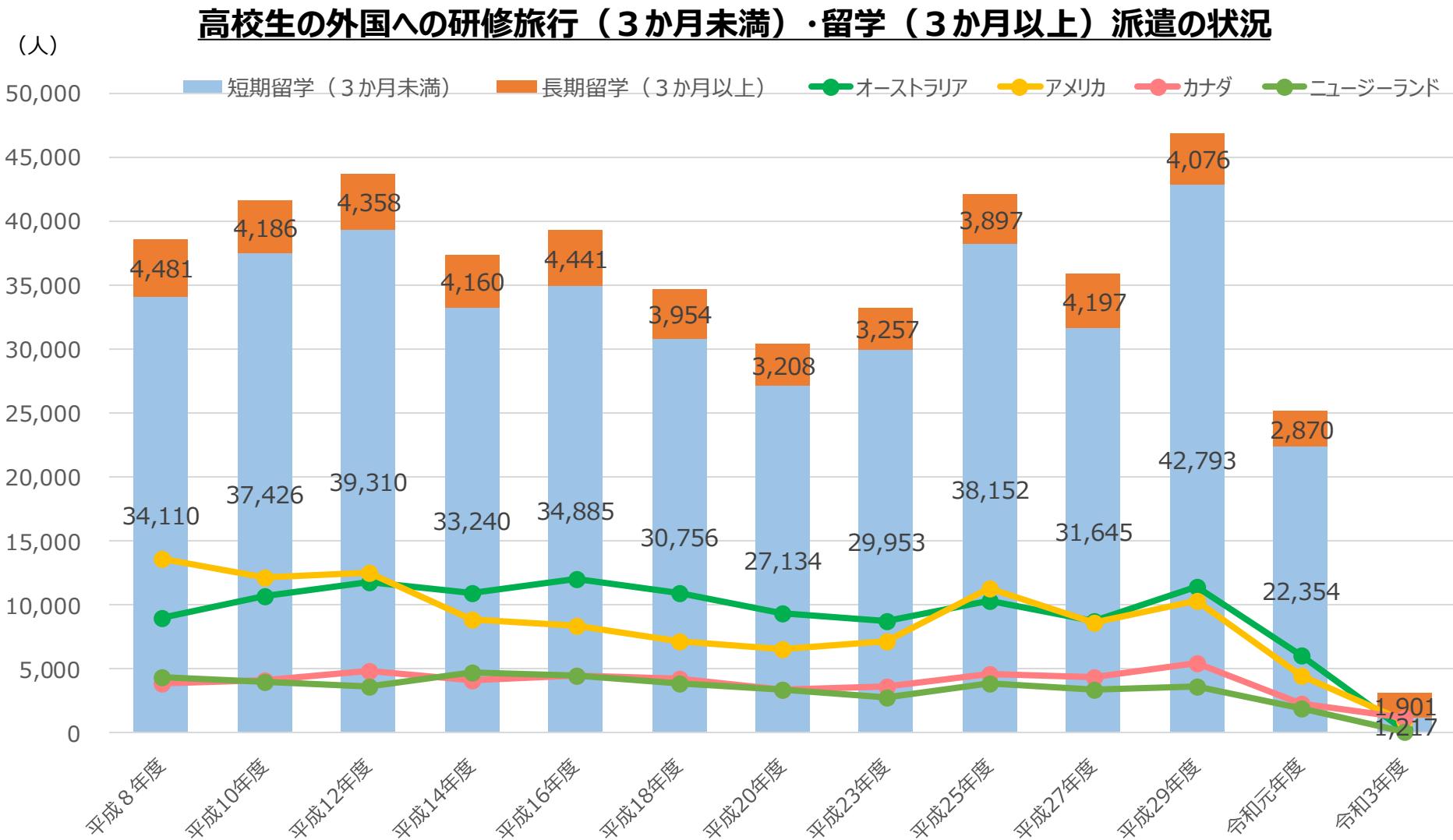


# 參考資料

## 高等学校等の国際交流状況（海外への派遣）

○平成29（2017）年度においては外国に留学した高校生は短期・長期合わせて46,869人で最も多かったが、令和3（2021）年度においては短期・長期合わせて3,118人となっている。



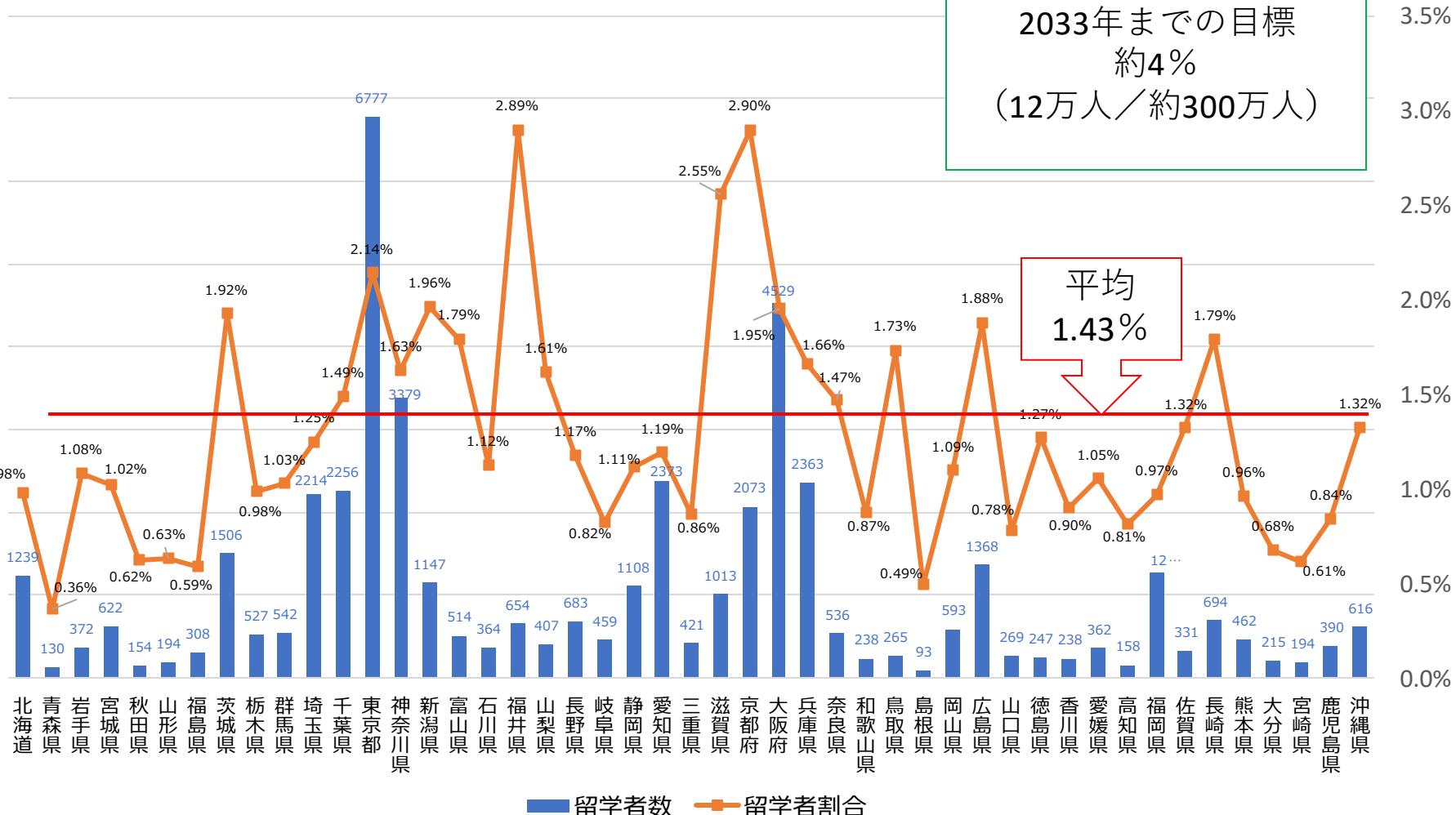
## 高校生の留学への送り出しの現状

- 日本の高校に在籍している生徒数に対して、平成29（2017）年度（コロナ前）に留学している数は**1.43%**。
- 高校生の留学者数や留学率は、地域によって差がある。

(人)

高校生の留学者数と割合（都道府県別）

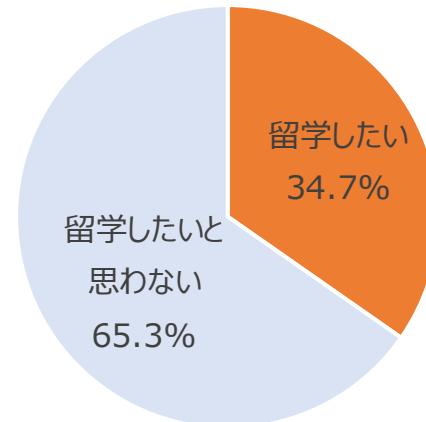
2033年までの目標  
約4%  
(12万人／約300万人)



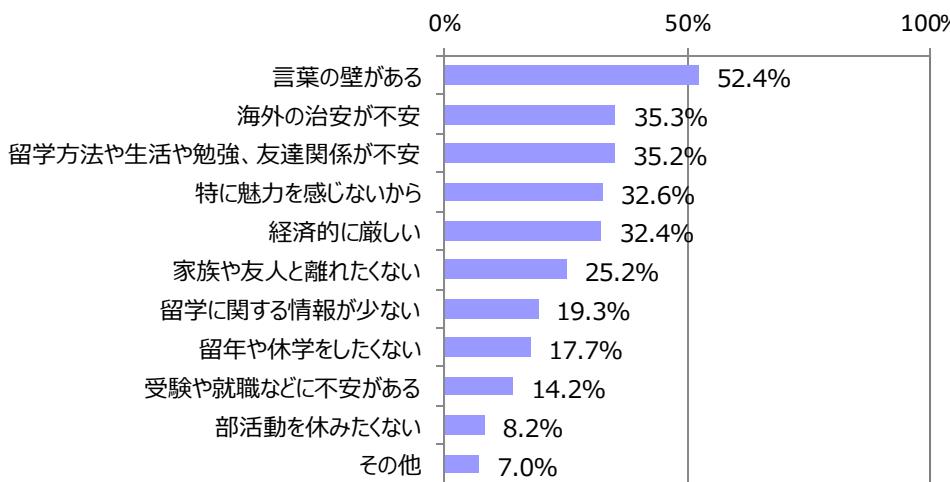
# 高校生の留学に対する意識

○留学したいと思う高校生は3割強。留学したい理由として語学力の向上を挙げる人が最も多い一方で、留学したいと思わない最大の理由としても言葉の壁が挙げられた。

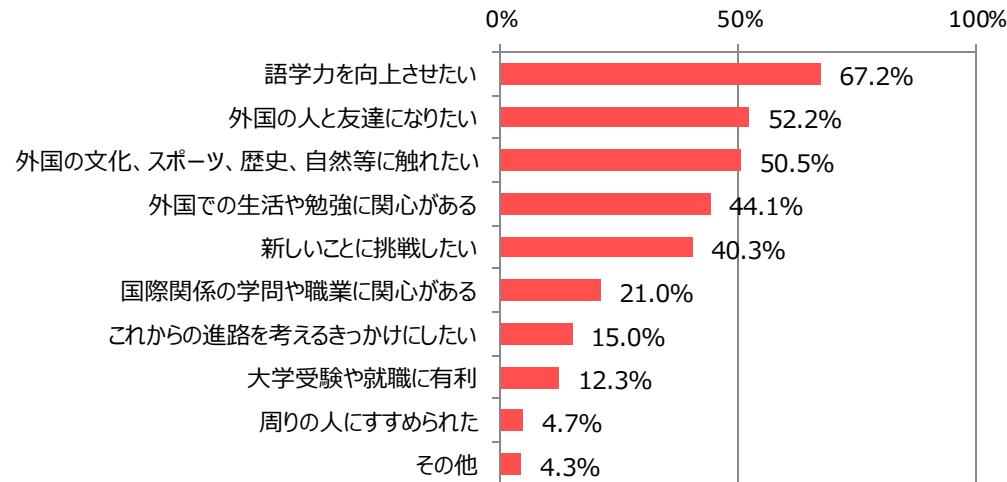
## 留学したいと思うか



## 留学したいと思わない理由



## 留学したらやりたいこと

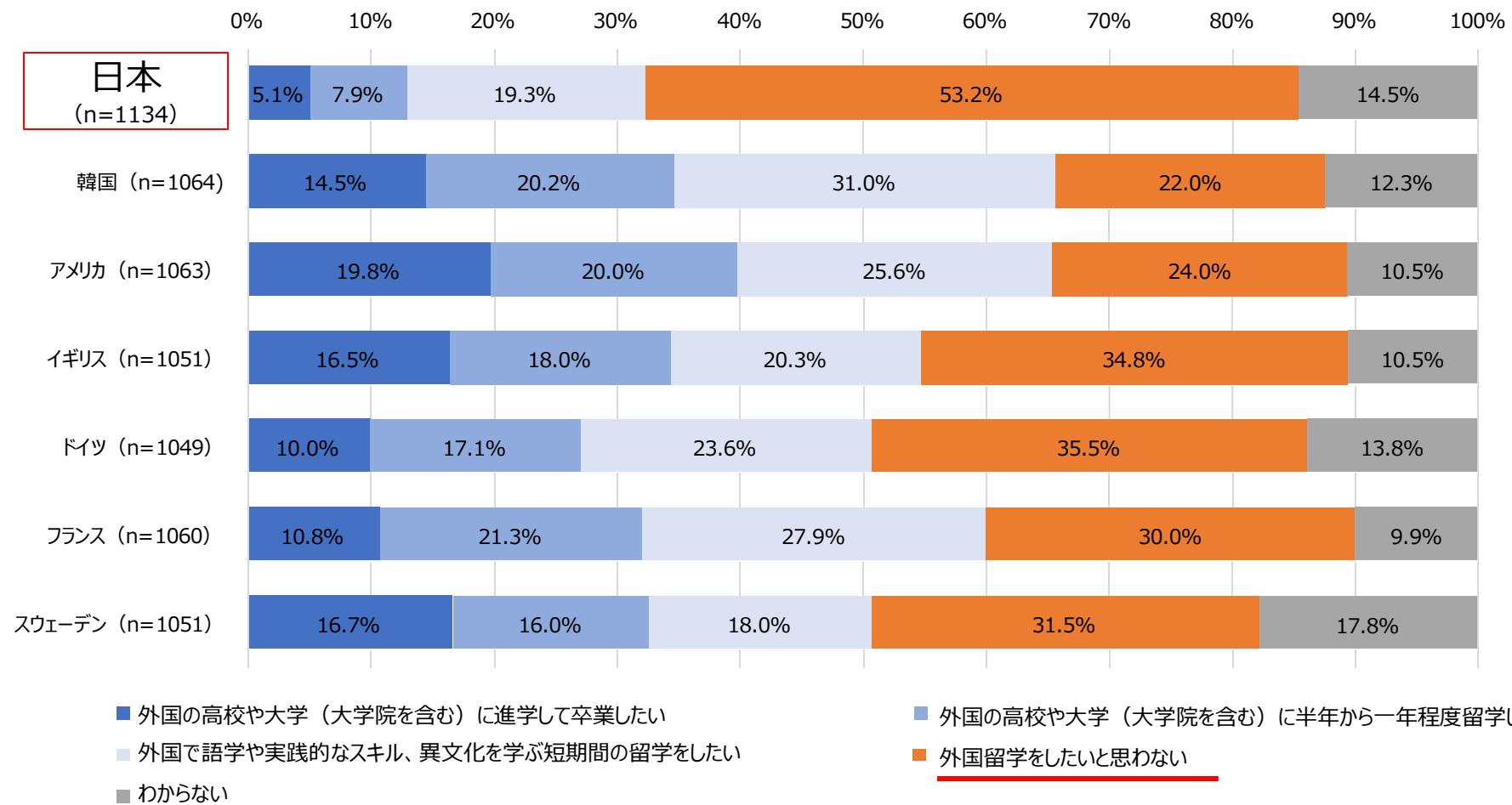


(備考) 各高等学校等において任意の3クラスを無作為に抽出し、生徒416,423人を対象に調査を実施。

(出所) 文部科学省「令和3年度 高等学校等における国際交流等の状況について」より作成。（教育未来創造会議第二次提言参考資料より抜粋）

○諸外国においては、外国留学を希望する者が5割を超える中、日本の若者は「外国留学をしたいと思わない」とする者が5割超と諸外国の中でも高い。

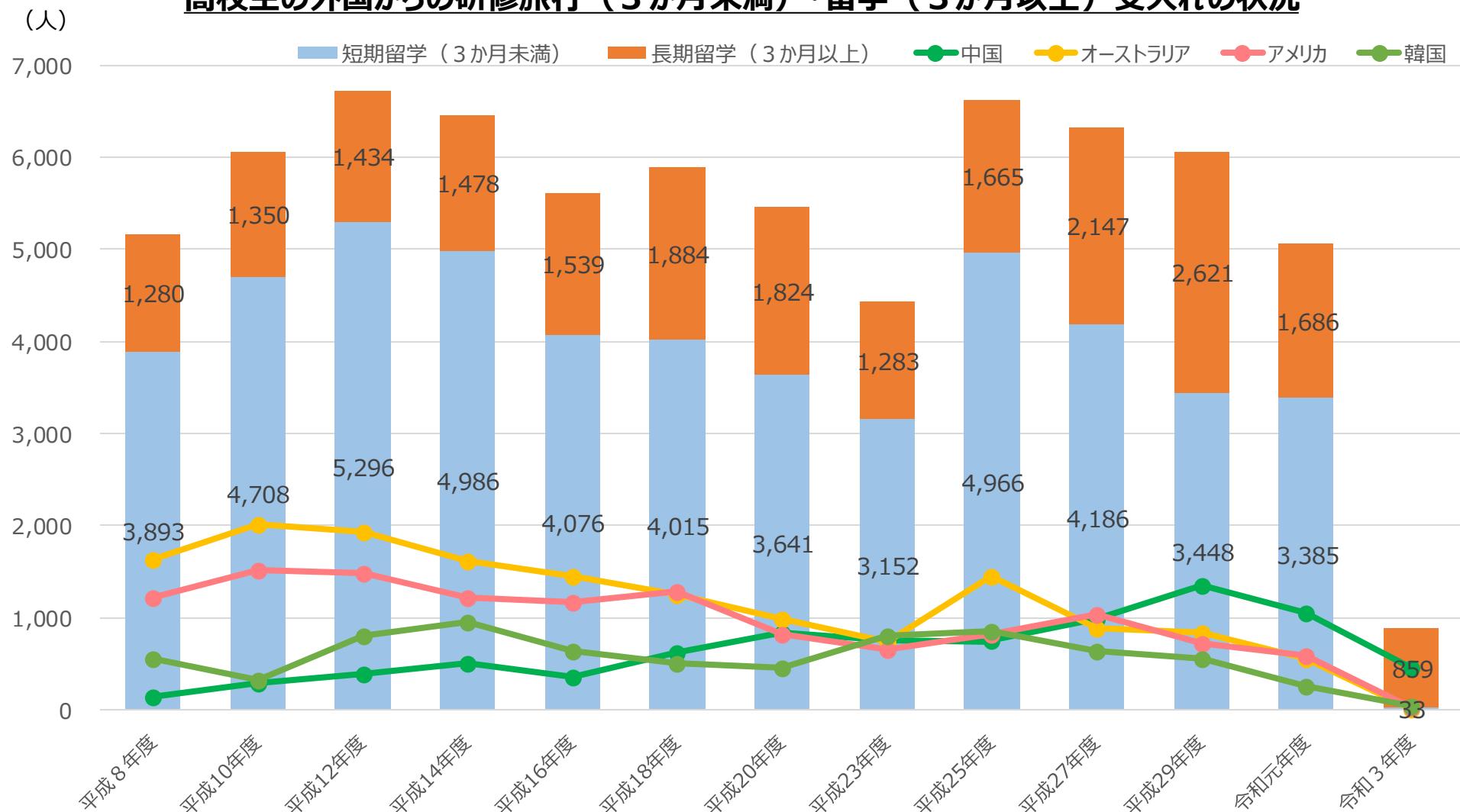
### 外国留学への意識



## 高等学校等の国際交流状況（海外からの受入れ）

○平成29（2017）年度においては外国からの高校生受入れは短期・長期合わせて6,069人であったところ、令和3（2021）年度においては短期・長期合わせて892人となっている。

## 高校生の外国からの研修旅行（3か月未満）・留学（3か月以上）受入れの状況



（備考）短期の研修旅行生数、留学生数は延べ数。

（出所）文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況について」より作成。

## ＜就学機会の確保＞

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ**ており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。  
⇒ 他方、不就学の可能性のある外国人の子供の数は、令和5年度の調査では、**約8,600人**。多くの**外国人の子供が不就学状況にある可能性があることは引き続き大きな課題**。

## ＜学習機会の提供＞

- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.9倍増(令和5年度に6.9万人超)**。  
⇒ 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができない**。

**外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人児童生徒等教育を推進することが必要。**

(※ 赤字部分については、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日文部科学省)から引用)

# 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

## 1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】  
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容:児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象:小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者:日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)  
または、日本語指導担当教員+指導補助者
- ④授業時数:年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所:原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施:計画及びその実績は、学校設置者に提出

## 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

## 3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等  
【学校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等  
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援  
・課外での指導・支援 等

# 高等学校等における日本語指導の制度化について

- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H22：2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要。

→ 令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行い、令和5年4月に制度の運用を開始した。

## 改正の概要

### ○学校教育法施行規則の改正

- 高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程による指導の実施形態は、
  - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
  - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

### ○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- 日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。
- 単位の修得の認定に関する留意事項として、
  - ①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
  - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

### ○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- 日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。
- ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- 日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する必履修教科・科目	総合的な探究の時間	選択教科・科目	日本語の能力に応じた特別の指導	特別活動
------------------	-----------	---------	-----------------	------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する必履修教科・科目	総合的な探究の時間	選択教科科目	日本語の能力に応じた特別の指導	特別活動
------------------	-----------	--------	-----------------	------

# 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム

外国人の子供の先生や支援者の養成・研修に利用できるプログラムです。

- 地域や学校の現場では、日本語指導が必要な子供達に日本語を教えたり、適応支援を行ったりする人材の育成がさらに重要となっています。
- 先生や支援者の方が、直面する課題や困難を解決する力を高めるための養成・研修に、是非このプログラムを活用してください。

このような方々におすすめです！

## 教員養成課程の授業担当者

将来教師になるために、外国人児童生徒等教育の現状と課題に関し、基本的なことを学んでほしい。

## 教育委員会研修担当者

市内の日本語指導担当1年目の教師のために初期段階の日本語指導について研修がしたい。

## 学校の研修主任

在籍学級担任が適応支援や周囲の子供との関係づくりができるよう、校内研修で外国人児童生徒等の理解を深めたい。

## 地域支援者の研修企画者

学校で、先生と協力して指導計画をつくり、教科学習の支援をしたりできるようになってほしい。

目的、地域や学校の状況・課題に応じて、授業・研修づくりが可能です！

## モデルプログラムの特徴

- (1) 担当する教員・支援員に求められる資質・能力が一目でわかります。
- (2) 授業・研修の目的にあわせて内容が選択できます。
- (3) 受講者の背景や条件にあわせて、適切な方法を選択できます。
- (4) 豊富な具体例を提供しています。資料に関する情報もあります。
- (5) 研修のためのWEBコンテンツもあります。

養成・研修で取り扱う内容を14項目に分類しています！

モデルプログラムを50パターン開発して公開しています！

WEBでは条件等を指定して適切なプログラムを抽出できます！

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。<https://mo-mo-pro.com/>

# 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの内容

## 概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るために、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に周知し、活用を依頼。  
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



## モデルプログラムの活用の方法

### ①養成・研修の課題・目的の明確化

- 教員養成／日本語教師養成  
授業を行う科目やコースの目的を設定する。
- 現職教員研修  
現場の状況、授業を行う科目やコースの目的を設定する。
- 支援員教育  
支援員の現場における役割を確認し、課題を明確化する。

### ②目標とする資質・能力の決定

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員・支援員に求められる資質・能力を参考し、どのような資質・能力を養成するかを決定する。

### ③授業・研修内容の選定

- 資質・能力に対応する「養成・研修の内容構成(A～N)」から研修・授業で取り扱うものを選定する。

### ④カリキュラム(実施計画)の決定

- 目標を具体的に設定し、内容に対応するプログラム(講義型・活動型・フィールド型・実習)から適したものを選ぶ。
- 授業・研修条件に合わせて、モデルプログラムを部分的に切り出し、組み合わせてカリキュラム(実施計画)を作成する。

### ⑤研修等実施

### ⑥評価

- 授業・研修の目標が達成されたか。そのような資質・能力が高まったか
- 授業・研修の内容・方法をどう調整すべきか評価し、次の研修に活かす。

資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に位置付けることができる。
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができます。
変える/変わらせる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。

養成・研修の内容構成	
A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
C 学校の受け入れ体制	J 在籍学級での学習支援
D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
F 言語と認知の発達	M 現場における実践(実地教育・研修)
G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)

# これまでに作成した参考資料など

- 外国人児童生徒受入れの手引 ※ 明石書店から販売もされています。  
(外国人児童生徒等教育の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)  

- 就学ガイドブック  
(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm)  

- 学校教育におけるJSLカリキュラム  
(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm)(小学校)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm)(中学校)  
  

- 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント～DLA～  
(日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm)  

- 外国人児童生徒教育研修マニュアル  
(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm)  


# これまでに作成した参考資料など

- 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム  
(外国人の子供の先生や支援者の養成・研修に利用できるプログラム)  
<https://mo-mo-pro.com/>  

- 高等学校における外国人生徒等の受入れの手引  
(外国人生徒等の受入れ、日本語指導及び支援体制作りに関する手引き)  
[https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko\\_nihongo\\_tebiki.pdf](https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf)  

- 高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン  
(日本語指導、教科指導・支援、キャリア教育、多文化共生教育に関するガイドライン)  
[https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko\\_nihongo\\_guideline.pdf](https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf)  

- 情報検索サイト「かすたねっと」  
(教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト)  
<https://casta-net.mext.go.jp/>  


# 外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト



かすたねっと



文部科学省



## 目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの  
このアイコンから  
検索してください



教材検索



文書検索

用語検索

予定表作成

## 検索サイトについて

トップページのアドレス

<https://casta-net.mext.go.jp/>



## 管理運営について

「かすたねっと」は2021年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。

公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

## 問い合わせ先

サイト運営に関するこ

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 2035) TEL 03-5253-4111 (内線

公開情報、サイトの動作、資料・  
教材の掲載に関するこ

tagengo-gakko@googlegroups.comまでお寄せください。サイトの動作に問題がある場合、お使いのコンピュータのOS名、ブラウザの名前とバージョン、どこからインターネットに接続しているか、をあわせてお伝えください。

リンク先の内容に関するこ

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関するこは、それぞれの公開主体(教育委員会等)にお問い合わせください。



# 在外教育施設 派遣教師募集

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、現在、約3.6万人の子供たちが海外の「日本人学校」「補習授業校」で学んでいます。海外で暮らす子供たちが国内と同等の教育を受けられるよう、文部科学省ではこれらの在外教育施設へ教師を派遣しています。

日本人学校：94校 [49か国1地域] 、補習授業校：43校 [13か国]

この度、令和7年度又は8年度に在外教育施設に派遣する

- **在外教育施設派遣教師（現職の教師（国公私立）が対象）**
  - **在外教育施設シニア派遣教師（退職教師（予定を含む）が対象）**
  - **在外教育施設プレ派遣教師（将来日本国内で正規採用教諭を目指す方が対象）**
- の募集を行います。

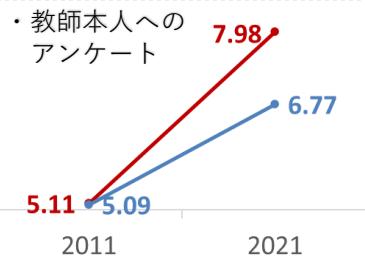
**世界で学ぶ日本の子供たちにはあなたの力が必要です！**特に**教頭職**又は**中学数学、理科、国語**の免許状をお持ちの方  
御応募お待ちしています。

派遣期間	原則として2年間	
派遣先	①日本人学校	● 海外において我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校等における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の在外教育施設。
	②補習授業校	● 現地校、国際学校等に通学している日本の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。
派遣区分	①現職教師	● 各都道府県・指定都市教育委員会等は4月～6月に域内で募集及び選考を実施し、文部科学省へ推薦を行います。 ● <a href="#">詳細は、所属の教育委員会や学校長にお問合せください。</a>
	②シニア・プレ派遣教師	● 3月末に文部科学省ホームページにて募集を開始します。 ● <a href="#">希望する方は、ホームページの内容を御確認いただき文部科学省国際教育課へ直接応募</a> してください。
給与上の待遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期出張という身分取扱いである派遣教師に対して、<b>給与等はそれぞれの所属先が支給</b>します。（文部科学省から国内給与相当分を都道府県、指定都市、学校法人に対し、委託費として交付しています。）※現職派遣教師のみ</li> <li>● 文部科学省は、在外教育施設における教育の実施を委嘱することに伴い、赴任・帰国のための<b>旅費</b>、海外生活の特殊性を考慮した<b>在勤手当を派遣教師に支給</b>します。</li> </ul>	
選考	6月10日(月)	シニア派遣教師応募締切 ※現職派遣教師は所属の教育委員会等にお問合せください
	7月5日(金)	プレ派遣教師応募締切 ※現職派遣教師は所属の教育委員会等にお問合せください
	7月～8月	面接試験
	12月頃	令和7年度派遣教師内定者として決定
	1月中旬頃	内定者等研修会（5日間程度のオンライン開催。※リアルタイム配信）
	2月下旬頃	令和7年度派遣教師として決定、令和8年度登録者として内定、選考結果通知
	4月上旬頃	渡航

身分の取扱	①公立学校所属の教師	教育公務員特例法第22条第3項に基づく <u>長期の研修出張</u> としています。文部科学大臣は研修出張という身分取扱いを受けた教師に対し、 <u>在外教育施設における教育に従事することを委嘱</u> し、派遣教師はその委嘱に基づき、教育業務に専念しています。
	②私立学校所属の教師	公立学校教師と同様に出張という身分取扱いを受けた教師に対し、 <u>在外教育施設における教育の実施を委嘱</u> しています。
	③シニア・プレ派遣教師	文部科学大臣の委嘱を受けて、派遣される在外教育施設の学校運営委員会（管理運営の主体）の下に所属する職員です。
	④旅券の取扱	文部科学大臣からの委嘱に基づき派遣される教師及びその同伴家族に対しては、一部の国・地域を除いて <u>公用旅券（国の用務により渡航する者に対して発給される旅券）</u> が発給されます。

## 日本人学校等での子供の学びに向き合った経験は教師の資質・能力向上に繋がります！

### 多文化・多言語境における指導能力



### カリキュラム・マネジメント能力



### 学校の管理・運営能力



● 派遣経験あり (n = 784) ● 派遣経験なし (n = 2,947)

「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」の詳細は、以下URL及びQRコードから御覧ください！

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/seisaku\\_ebpm.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html)



## 近年の主な変更点

### 現職派遣教師、シニア派遣教師

- 「夫婦派遣枠」（近隣の在外教育施設がある学校についてはそれぞれの学校へ、大規模校については当該校へ派遣教師としての資格を持つ夫婦を同時に派遣）の創設

### シニア派遣教師

- 教頭職の応募要件の緩和（在外教育施設への派遣経験がある者→派遣経験がない者も可）
- 教頭職・教諭職の応募要件の緩和（教職経験年数18年以上→15年以上）
- 応募時の年齢を引き上げ（63歳以下→64歳以下）

### プレ派遣教師

- 国庫補助の対象となる同伴家族の対象を拡充（派遣教師本人のみ→配偶者+18歳未満に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）



出典：「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」  
※ 文部科学省と総務省が共同で実施。委託先は三菱UFJリサーチ＆コンサルティング

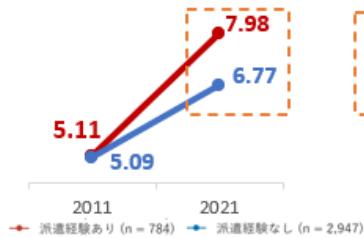


## 1 多文化・多言語環境における指導能力

海外で母語でない環境で学び、マイノリティとして「壁」にぶつかった経験、日本以外で生まれ育った子供など多様なバックグラウンドを持つ子供たちに触れた経験は、多文化・多言語環境における指導能力の伸びに繋がります。

児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力がある

・教師本人へのアンケート



・学校管理職へのアンケート



- 派遣経験がある教師、派遣経験がない教師に対して、設問についての自己認識を10段階[1(あてはまらない)~10(あてはまる)]で、現在(2021年度)と10年前(2011年度)の状況を調査した。
- 10年前と現在の回答の差分は1%水準で統計的に有意であることが示された。

- 派遣経験がある教師、派遣経験がない教師に対して、設問についての自己認識を10段階[1(あてはまらない)~10(あてはまる)]で、現在(2021年度)と10年前(2011年度)の状況を調査した。
- 10年前と現在の回答の差分は1%水準で統計的に有意であることが示された。

## 3 学校の管理・運営能力

現地ならではの経験や、若い年齢から学校の中心となって働く経験は、学校の管理・運営能力の伸びに繋がります。将来の管理職としての業務にも生きます。

学校組織における中心的な役割を担うとともに、教員の指導力・対応力の向上に対して適切に指導・助言を行うことができる

・教師本人へのアンケート



・学校管理職へのアンケート



## 2 カリキュラム・マネジメント能力

日本のカリキュラムと現地ならではの特性をアレンジした授業づくりの経験や、全国各地の派遣教師や多様なバックグラウンドを持つ子供達との交流は、カリキュラム・マネジメント能力の伸びに繋がります。

児童生徒や地域の実態を踏まえつつ、育成すべき資質・能力を念頭に置いた指導計画を作成し、効果的な指導を行うことができる

・教師本人へのアンケート



・学校管理職へのアンケート



■よくあてはまる  
■まああてはまる  
■あまりあてはまらない  
■あてはまらない

### 派遣経験者の声

田中泰貴先生（派遣：香港日本人学校香港校 令和2年度帰国）



異国之地で学校運営の当事者となり課題を解決したこと、教師としての視座を高める貴重な経験となりました！

- 赴任当時の学校課題の一つは、ICT化の遅れ。香港のICT先進校の視察や、国内の教育委員会等とも連携して情報収集を行うなど、子供たちの学習環境の整備に向き合いました。
- デモの過激化、新型コロナなどの困難に直面しても、職員間で合意形成を図り、子供たちの学びの継続と安全・安心な学校づくりにチームで取り組みました。

# 在外教育施設における教育実習を可能とする制度改正について

## 検討の背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

## 教育職員免許法施行規則の一部を改正することにより、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習を可能とする

- ⇒各都道府県教育委員会派遣教師や現地採用教師との接触により様々な教授法や教育情報、グローバルな視点を学ぶことが可能
- ⇒イマージョン授業、日本語教育や日本式教育・日本文化発信、ICTの積極的活用など特色ある教育や指導法に触れることが可能
- ⇒在外教育施設には、海外での長期滞在や国際結婚家庭などの児童生徒が多く、国内の外国籍児童生徒対応に経験を活かすことが可能
- ⇒豊富な外国語活動や現地校との交流活動等により、グローバルな視点や考え方を身に付けることが可能

## 実施に当たっての方策

### 1. 指導・評価体制の確保

大学は、事前・事後の指導も含め、教育実習の全般にわたり、実習校と連携しながら、責任を持って指導に当たることとする。

#### ①事前・事後指導

通常の教育実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては滞在先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を身に付けるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

#### ②実習中の大学による指導

学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、訪問指導を行うことが望ましいが、訪問ができない場合でも、テレビ会議方式等により学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、併せて、電話、メール等により必要な時に円滑に大学と学生との間でのコミュニケーションが行えるようにすること。

#### ③学生の指導・評価に関する大学と実習校との間の連携体制

大学は、実習に先立ち、実習校との間で、実習期間中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び実習校の双方において、実習に責任を負う組織又は担当者を定め、円滑な連絡が行われるようにすること。

### 2. 大学と実習校との間での協定の締結

実習の実施に当たっては、あらかじめ大学と実習校との間で協定を締結し、責任体制を明確にしておくこととする。

協定で明らかにしておくべきと考えられる事項

- ・目的
- ・教育実習の対象となる学生
- ・教育実習の時期及び期間
- ・学生に対する指導・評価の方法
- ・連携体制の構築
- ・経費
- ・滞在先等
- ・安全確保
- ・教育実習の中止
- ・協定期間

### 3. 文部科学省による支援・助言等について

在外教育施設での教育実習を行うに当たっては、大学は実習校との間で締結した協定の内容をあらかじめ文部科学省に報告するとともに、教育実習実施計画書を提出することとする。

文部科学省においては、大学と実習校とのマッチングの支援を行うほか、必要に応じて協定の締結及び教育実習の実施に関する助言等を行う。

(※)文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について

「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

# 在外教育施設における教育実習の実績について

## 背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、令和2年度からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進  
⇒教育職員免許法施行規則の一部改正（平成30年12月）により、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設（※）による教育実習が平成31年4月より可能となった。

## 令和2年度実績

受入校:香港日本人学校香港校

1. 実施校: 佛教大学（私立）
2. 実施時期: 令和2年7月6日～24日（15日間）
3. 実習生: 1名（通信教育課程在籍社会人・香港在住）
4. 主な成果等
  - ・コロナウィルス感染症の影響で対面授業からオンラインでの授業となつたが、教育実習を通して日本の子供たちの自立心の高さなどを再確認することができた。
  - ・日本全国から集まる教師が作成する各地域の特色を生かした教材など、今後の教材を作る上で非常に参考になった。
  - ・今後は正規の教員となることを目指したい。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成

## 令和3年度実績

受入校:ソウル日本人学校

1. 実施校: 佛教大学（私立）
2. 実施時期: 令和3年7月5日～16日（12日間）
3. 実習生: 1名（通信教育課程在籍・韓国在住）
4. 主な成果等
  - ・対面授業とオンライン授業において、ICT機器を積極的に活用した。オンライン授業においても授業目的を十分に達成できるよう、機器の操作等に工夫を図った。
  - ・派遣教師からも様々なアドバイスを受け、授業の改善を図った。
  - ・将来的には、日本人学校等での勤務を目指している。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成

## 令和4年度実績

受入校:バンコク日本人学校

1. 実施校: 東京学芸大学（国立）
2. 実施時期: 令和4年9月5日～23日（19日間）
3. 実習生: 2名
4. 主な成果等
  - ・JASSO採択の短期派遣プログラム（ノンイミグラントEDビザ取得）として、選択科目「教育実地研究Ⅱ」による3週間の「協力校での教育実習」を実施。
  - ・校長等の講話、授業参観、学校経営、登下校指導や健康観察、教壇実習（研究授業と事後検討会など）といった一連の実習を行った。
  - ・大学卒業後は、2名とも日本人学校（バンコク）の教員として勤務を予定

出典 東京学芸大学からの報告等により文部科学省が作成

## 令和5年度実績

受入校:シンガポール日本人学校クレメンティ校

1. 実施校: 広島大学（国立）
2. 実施時期: 令和5年6月5日～16日（10日間）
3. 実習生: 1名
4. 主な成果等
  - ・広島大学大学院人間社会科学研究科、広島大学教育学部、広島大学附属学校及びシンガポール日本人学校との教育交流及び連携・協力に関する包括協定のもとで教職大学院のアクション・リサーチ実習を実施した。
  - ・教職大学院のアクション・リサーチ実習として、教職員へのインタビュー調査や児童へのアンケート調査などをもとにした授業実践を行った。

出典 広島大学からの報告等により文部科学省が作成

※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について、「在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号）」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。